

令和元年度RPA運用事業契約に係る
条件付一般競争入札実施要領

令和元年10月

企画財政部企画課

1 件名

令和元年度 RPA 運用事業契約

2 契約内容

別紙「令和元年度RPA運用事業契約に係る仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結の日から令和2年3月13日まで

4 履行場所

守口市京阪本通二丁目5番5号 他

5 入札参加条件

次に掲げる資格のすべてに該当し、かつ、本市において、その資格が認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (3) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 本事業の条件付一般競争入札参加資格審査申請時において、守口市物品等の入札・見積もり参加有資格者名簿に登録している者であること。

6 入札について

入札書記載金額は、消費税及び地方消費税抜きで記載すること（課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載。）。

落札者については、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額をもって契約金額とする。

7 契約に係る特筆事項

- (1) 平成30年度総務省第2次補正予算『革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業（R

PA導入補助事業)』に応募し、採択されているため、当該事業に必要な資料等の提供を行うこと。

- (2) 公租公課に係る費用については、落札者の負担とし入札金額に含めること。
- (3) 落札者は、契約にあたり本市との間で速やかに契約書を締結すること。
- (4) 落札者は、契約時に暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を提出すること。

8 スケジュール

(1) 参加表明書の提出

①提出書類

条件付一般競争入札 参加表明書 (様式第1号) ・ ・ 1部

②提出方法

郵送又は持参 (紙媒体)

③提出期間

令和元年10月29日 (火) から令和元年11月7日 (木) 17時まで

④提出先

守口市企画財政部企画課

(10 問合せ・書類提出先 参照)

(2) 質問及び回答

①質問方法

本入札に関して質問がある場合は、所定の様式「条件付一般競争入札 質問表 (様式第2号)」にて電子メール (※) にて送信すること。下記の②質問期限内に質問があった場合に限り回答を行うものとする。

質問への回答は本市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

※当市へ送信する電子メールのタイトルは、「条件付一般競争入札に係る質問 (業者名)」とすること。

②質問期限

令和元年11月5日 (火) 17時まで

③質問回答日

令和元年11月6日 (水) (予定)

(3) 一般競争入札参加資格確認通知書等の送付

①送付

参加表明書の提出のあった事業者に対し参加資格の確認を行い、合格となった参加表明者に対して、本市より一般競争入札参加資格確認通知書等の送付を行う。

②送付書類

ア 一般競争入札参加資格確認通知書 ・ ・ ・ 1部

イ 入札書 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2部

ウ 入札書記入見本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1部

エ 委任状 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1部

- オ 委任状記入見本・・・・・・・・・・ 1部
- カ 守口市競争入札心得・・・・・・・・・・ 1部

③送付方法

郵送

④送付日

令和元年11月8日（金）予定

(4) 入札

①入札の日時

令和元年11月15日（金）10時

②入札の場所

守口市京阪本通二丁目5番5号

守口市本庁舎 4階 入札室

③持参する物

- ア 一般競争入札参加資格確認通知書
- イ 印鑑（シャチハタは不可）
- ウ 入札書
- エ 委任状（代表者の委任を受けて入札を行う場合）

9 その他

- (1) 落札者は本市との契約締結時に、契約金額に使用予定枚数を乗じた額の100分の10に相当する額以上の契約保証金（千円未満切り上げ）を納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条の各号に該当する場合は免除することができる。
- (2) 契約内容の遂行にあたっては、関係法令、条例等のほか、市の服務規律等を遵守すること。
- (3) 提出された書類は、一切返却しない。
- (4) 入札者の名称及び入札金額は、ホームページ等で公表する。
- (5) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 問合せ・書類提出先

〒570-8666

守口市京阪本通二丁目5番5号

守口市役所本庁舎内 4階 守口市企画財政部企画課

TEL：06-6991-2324（直通） FAX：06-6991-2551

E-Mail：Mori_jyouhou@city-moriguchi-osaka.jp

担当：溝部、小松、渡邊